

第2回 石狩川水系（上流）既存ダムの洪水調節機能強化に係る協議の場
第2回 天塩川水系既存ダムの洪水調節機能強化に係る協議の場
議事録

■日 時：令和2年5月28日(木)

■開催方式：書面開催

- ・事務局から議事次第、資料1、資料2-1、資料2-2、資料3を関係機関に事前に送付し、意見聴取をした。

■議事内容：

- (1) 石狩川水系（上流）治水協定及び天塩川水系治水協定の締結について
- (2) 今後のスケジュールについて
- (3) その他

■議事概要：

- ・治水協定の内容について、全ての構成員※から合意を得た。なお、質疑応答は以下のとおり。

※全ての構成員

石狩川水系（上流）：国土交通省北海道開発局旭川開発建設部長、北海道上川総合振興局長、旭川市長、鷹栖町長、東神楽町長、当麻町長、比布町長、愛別町長、上川町長、東川町長、美瑛町長、上富良野町長、中富良野町長、空知土地改良区理事長、深川土地改良区理事長、神竜土地改良区理事長、東和土地改良区理事長、江丹別土地改良区理事長、当麻土地改良区理事長、大雪土地改良区連合理事長、大雪土地改良区理事長、旭川土地改良区理事長、美瑛川地区土地改良区連合理事長、北海道電力株式会社水力部長

天塩川水系：国土交通省北海道開発局旭川開発建設部長、北海道上川総合振興局長、士別市長、名寄市長、剣淵町長、下川町長、てしおがわ土地改良区理事長、北海道公営企業管理者、ほくでんエコエナジー株式会社取締役社長

<質疑応答>

●北海道企業局

事前放流ガイドライン12ページⅢの最終行に「※具体的な手続きや算定方法については、別途、手続きとして整理する予定」とありますが、これについては、いつ頃示され、どのような内容になる予定でしょうか。

補填の算定方法等について、見通しを立てた上で治水協定を締結する必要があります。

○事務局からの回答

補填の内容は事前放流ガイドラインに示したとおりです。今後、具体的手続きの方法や算定例などについて、夏頃までに示される予定と聞いていますが、補填の算定は各ダムの状況によっても異なるので、個別に具体の協議によるところとなると聞いています。

●北海道企業局

夏頃までに示されるとのことですが、その際、ダム管理者、利水者等に対し、具体的手続きの方法や算定例などについて、説明をお願いします。

○事務局からの回答
了解しました。

●北海道企業局

事前放流ガイドライン11ページ【損失補填制度】II損失補填の内容に「…従前の機能が著しく低下し、かつ、気象庁による降雨予測と実績に著しい相違が生じたことに合理的理由がある場合…」とありますが、これ以外のケースは補填の対象とはならないのでしょうか。

例えば、予想を上回る降雨があったものの、出水が少なく、水位が回復しない場合などは、全く補填されないのでしょうか。

○事務局からの回答

損失補填は、従前の機能が著しく低下し、かつ、気象庁による予測と実績とに著しい相違が生じたことに合理的理由がある場合を想定しています。

●北海道企業局

損失補填制度について、II損失補填制度の必要な費用を堰堤維持費により負担するものである。との記載について、利水者負担金を含む費用で補填されるのでしょうか。

○事務局からの回答

上記の堰堤維持費については、利水者負担金を含まない費用です。

●北海道企業局

事前放流の実施要領の作成については、いつ、どのように進めることになりますでしょうか。

○事務局からの回答

出水期までにダム管理者が作成することになります。実施要領のひな型は事前放流ガイドラインに記載されています。

●北海道企業局

治水協定案4. 情報共有のあり方及び事前放流ガイドライン2ページ 2.1.3 予測降雨量の設定方法に記載のある、国土交通省の共有システムは、いつから閲覧が可能となりますでしょうか。

○事務局からの回答

6月から閲覧することが可能と聞いています。

●北海道企業局

6月から閲覧することが可能とのことですが、閲覧が可能となった後、事前放流の運用が開始されるということによろしいでしょうか。

○事務局からの回答

事前放流実施要領策定後の運用開始となります。